

重点項目

I 防災・減災対策

23 緊急土砂災害対策の推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

南予地域における砂防事業費の確保

- ・西日本豪雨により甚大な土砂災害が発生した南予地域において、「砂防激甚災害対策特別緊急事業」をはじめとする砂防堰堤等の整備に係る事業の、令和5年度完了に必要な予算を配分すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○西日本豪雨における土砂災害の発生状況

本県では、平成30年7月の西日本豪雨により、宇和島市、今治市、松山市など県下全域で413件もの土砂災害が発生し、17名の尊い命が失われた。

この一度の豪雨だけで、それまで本県の戦後最大の土砂災害を記録した2004年（平成16年）の332件を大幅に上回る甚大な被害となった。

特に、宇和島市吉田町では、高級柑橘の樹園地を中心に2千か所を超える斜面崩壊が発生し、多数の人家のほか、JR予讃線や浄水場（約4,800戸断水）などの重要インフラ等が被災するなど、県民生活に多大な影響を及ぼしたところである。

【愛媛県内の取組】

○南予地域における再度災害防止対策

西日本豪雨で土石流等による激甚な土砂災害が発生した南予地域では、1日も早い復旧・復興に向け、再度災害防止を図るため、次期出水により下流の人家、農地、ライフライン等に著しい被害を与えるおそれのある宇和島市、西予市、八幡浜市の28溪流で、「砂防激甚災害対策特別緊急事業」をはじめとする各種事業を活用し、令和元年度から砂防堰堤、床固工、溪流保全工、山腹工等の砂防設備を整備しているところであり、令和5年度完了のための事業費の確保が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 安全が確保され、安心して生活できる快適な暮らしの実現

県担当部署：土木部河川港湾局砂防課

24 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事の推進について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

- (1) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充
 - ・「堆積土砂排除事業」に係る補助対象の拡大と採択基準の緩和
 - ・「宅地耐震化推進事業」に係る補助率の嵩上げと採択基準の緩和
- (2) 大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の整備
 - ・宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の整備
- (3) 地域建設企業における建設機械等の保有促進を図る制度の拡充
 - ・災害対応に使用する建設機械の保有を促進するための支援

【現状と課題（背景・理由等）】

- 「堆積土砂排除事業」の補助対象の拡大と採択基準の緩和
西日本豪雨災害では、「ガレキ混じり土砂」が相当量発生し、処分に窮したことから、「堆積土砂排除事業」において、「ガレキ」が混入した土砂も補助対象とするとともに、集落と堆積土砂量の規模要件を緩和し、より小規模な宅地災害にも住民に寄り添った手厚い対応が必要である。
- 「宅地耐震化推進事業」の補助率の嵩上げと採択基準の緩和
甚大な宅地災害から迅速かつ確実な復旧を図るため、「宅地耐震化推進事業」のうち「事後復旧事業」については、熊本地震等と同規模程度の地震を対象に補助率の嵩上げ(1/3→1/2)を制度化するとともに、より小規模な宅地災害(擁壁被害件数1万→5千件)も補助対象となるよう規模要件を緩和する必要がある。
- 宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の整備
宅地等の耐震化を進めるには、地元の合意形成や行政と住民との役割分担の調整に時間を要するため、住民の安全・安心を最優先に確保できるよう、当面の対策として、市町による住民への危険の周知や警戒避難体制の確立、土地利用規制など、ソフト対策を整備する必要がある。
- 大規模災害から早期復旧・復興と災害発生への備え
西日本豪雨災害の発災直後には復旧・復興工事に必要な建設機械が不足したことから、近年頻発化している豪雨災害や近い将来発生が予想される南海トラフ地震等の広域的な大規模災害への備えとして、保有促進の取組が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充
西日本豪雨災害では、2市(宇和島市、西予市)において、流木混じり土砂は、「堆積土砂排除事業」で撤去し、ガレキ混じり土砂は「災害等廃棄物処理事業」(環境省)で撤去したため、申請から処分までの手続きに相当の労力を要した。
- 大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の整備
大規模盛土造成地マップは、全20市町が令和元年度に公表済である。現在、各市町は、事前対策工事を見据え、令和4年度迄の第2次スクリーニング計画の作成(優先度評価)、令和7年度迄の第2次スクリーニング(地質調査等)着手を目指し、調査を進めている。
- 災害対応建設機械の保有支援
災害時に使用する代表的な建設機械について、建設業者が新たに長期リースする際の経費の一部補助を通して保有促進を図っている。

【実現後の効果】

- ◇ 大規模災害に備えた防災・減災対策の推進
- ◇ 県民の安全・安心の確保や早期生活再建

県担当部署：土木部 土木管理局 土木管理課
土木部 道路都市局 都市計画課

25 地域全体で取り組む「流域治水対策」の推進について

【財務省・総務省・農林水産省・国土交通省】

【提案・要望事項】

気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水対策」を強力に推進すること。

- (1) 一級水系における「流域治水対策」の推進
- (2) 二級水系における「流域治水対策」の推進に係る支援強化

【現状と課題（背景・理由等）】

○「流域治水対策」の推進に関する現状

近年、全国各地で深刻な水災害が頻発しており、本県においても、平成30年西日本豪雨では、これまでに経験のない豪雨により、県下全域において甚大な水災害が発生する中、被害を未然に防ぐ、少しでも被害を抑制するための事前防災対策の加速はまったなしの状況となっている。

このため、国・県・市町のみならず、企業や住民などの流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水対策」を強力に推進する必要がある。

○「流域治水対策」の推進に関する課題

この「流域治水対策」を県内の全水系で推進していくためには、河川・下水道・海岸・砂防・農地・森林等を所管する公的機関等に加え、地域住民・企業等の流域に関わるあらゆる関係者が一体的かつスピード感をもって多様な対策に取り組むことが被害軽減につながることから、流域治水に関連する事業予算を確保するとともに、施策効果の見える化や新たな施策の提案等の充実・強化を図り、実効性を確保するための技術的支援が必要である。

さらに、地域住民・企業を含むあらゆる関係者が積極的に対策を実施できるよう、補助金や税制優遇措置等の諸制度の拡充を含む支援強化を望む。

【愛媛県内の取組】

○「流域治水プロジェクト」の策定・実施

「流域治水対策」の推進にあたっては、流域の関係機関が参画する協議会において、水災害に備えるハード・ソフト両面における対策を定めた「流域治水プロジェクト」を速やかに実施していく必要がある。

愛媛県内においては、令和3年12月までに、一級水系及び二級水系等において29水系のプロジェクトを策定したところであり、今後も引き続きPDCAによる対策の拡充等に取り組んでいくこととしている。

【実現後の効果】

- ◇ 水災害に対する県民の安全・安心の確保

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課
森林局 森林整備課
土木部 河川港湾局 河川課・港湾海岸課・砂防課
道路都市局 都市計画課・都市整備課・建築住宅課

26 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について

【財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

JR松山駅周辺の交通渋滞・踏切事故や市街地分断の解消、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、連続立体交差事業、土地区画整理事業、街路事業等の一体的な整備促進に向け、予算の総額を確保するとともに、愛媛県へ必要な予算を配分すること。

- (1) JR松山駅付近連続立体交差事業（高架区間）の整備促進
- (2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進

【現状と課題（背景・理由等）】

○JR松山駅付近連続立体交差事業（8つの踏切除去）による交通渋滞・踏切事故、市街地分断の早期解消

四国最大都市松山の顔であるJR松山駅の周辺は、南北に走るJR予讃線等による市街地分断や、踏切遮断による交通渋滞・踏切事故が多数発生し、地域住民の生活や駅の利用に支障を来しているため早期解消が必要。

○松山駅周辺土地区画整理事業によるにぎわいと活力あるまちづくりの推進

JR松山駅周辺は、鉄道等による市街地分断により、駅周辺の一体的な発展が阻害され、駅西側には防災上危険な密集市街地が残るなど、新たな都市機能の集積やにぎわいと活力あるまちづくりの推進に支障となっており、県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい「賑わいと潤い」の創出に必要な基盤となる面整備が必要。

○路面電車の引き込み等による交通結節点機能の強化

現駅前広場は、狭隘でバリアフリー化されておらず、鉄道から路面電車、バス等への乗り換えが不便であるため、路面電車の引き込みや停留所の移設等による交通結節点機能の強化が必要。

○現在の状況

連立事業については、R元年度に新車両基地・貨物駅等3区間を供用し、高架区間を残すのみとなっており、R5年度の高架切替に向け、残る工事を全面展開している。区画整理事業は、車両基地及び貨物駅の移転跡地において都市計画道路の整備や宅地造成を実施している。

【実現後の効果】

- ◇ 踏切除却による交通渋滞、踏切事故及び市街地分断の解消
- ◇ 県都松山の陸の玄関口にふさわしいにぎわいと活力あるまちづくりの実現
- ◇ 面整備による地域住民の生活環境の向上、賑わいと潤いの創出、歩いて暮らせるコンパクトシティの形成
- ◇ 駅周辺街路、路面電車の整備による交通の円滑化、利便性の向上

県担当部署：土木部 道路都市局 都市整備課

27 命を守り暮らしを豊かにする 港湾の整備推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

人流・物流や防災・減災の拠点となる主要港湾の整備推進

- ・松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等のプロジェクトが着実に進むよう事業費の確保を図ること。
- ・宇和島港など物流や防災の拠点となる港湾の整備事業費の確保及び水域施設の埋没土砂対策に係る予算制度の拡充を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナルの整備費確保

松山港外港地区と東予港中央地区では、主要施設が暫定供用の運びとなり、一定の物流機能の強化が図られたが、船舶の大型化が進展し、輸送効率の向上にかかる施設の改善を求める声が上がっていることから、より安全で効率的な輸送による取扱貨物量の維持・拡大を図るため、直轄事業による更なる係留施設等の整備が必要である。

○宇和島港など県内主要港湾の港湾改修事業費の確保

宇和島港は、物流拠点として背後圏域の経済活動を支えるため、大浦地区に新たに開設された水産物卸売市場に代表される水産関連施設が立地している各地区との連携や高速自動車専用道路へのアクセス向上が求められている。また、防災拠点として災害時における緊急物資の円滑な輸送を図るため、既設耐震強化岸壁と防災緑地を直結し、リダンダンシーにも配慮した道路整備が重要と考えており、物流機能や防災機能の強化を図るため、臨港道路（橋梁）の早急な整備が必要不可欠である。

このほか、三島川之江港、新居浜港及び今治港等の港湾においても、近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震等に備えた防災対策として、耐震強化岸壁、臨港道路及び防災緑地の整備を引き続き着実に実施するとともに、港内における船舶の安定運航を確保するうえで、水域施設の埋没土砂対策に係る予算制度の拡充を要望する。

【実現後の効果】

- ◇ 安定した生産活動の確保と輸送効率の向上による地域経済の競争力強化
- ◇ 人流・物流の効率化等による地域の活性化や防災面の強化による住民の安全・安心の確保

県担当部署：土木部 河川港湾局 港湾海岸課

28 国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討について

【内閣府・総務省】

【提案・要望事項】

急速に進む人口減少、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、未曾有の事態に対応するため、国、都道府県、市町村の権限のあり方を再定義し、新たな役割分担に基づいた行政体制を構築すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- これまでの地方分権改革では、住民に最も身近な存在である基礎的自治体重視の立場から、国と地方の役割分担の明確化や地方への権限、財源の大胆な移譲や規制緩和を国に対し求めてきたところ。
- しかしながら、東日本大震災では、行政機関や職員自体が被災したことにより自治体機能が停止したほか、今般の新型コロナウイルス感染症においては、広域のかつ専門的な能力が求められるなど、これらの国家的リスクに対しては、一地方自治体の取組では限界があることに加え、都道府県の枠組みを越えた広域の課題となっている。
- こうした状況から、国においては、第33次地方制度調査会を設置し、デジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を開始したところ。
- 今後、地方制度調査会での議論をさらに深め、現在の国、都道府県、市町村の権限のあり方を今一度再定義し、新たな役割分担のもとで、それぞれの権限を検討し、これまで地方分権改革で進めてきた、国から地方への事務権限の移譲という一方向のみならず、地域の枠を越えた広域的な連携や国による統一的な事務の執行も視野に入れた、新たな行政体制を構築すること。

【実現後の効果】

- ◇ 再定義された国と地方の権限のあり方に基づいた、新たな役割分担や都道府県を越えた広域連携により、人口減少、大規模な自然災害、感染症等のリスクの低減が期待できる。

県担当部署：総務部 行財政改革局 行革分権課

29 地域公共交通ネットワークの維持・確保について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

暮らしに不可欠な地域公共交通ネットワークを維持・確保するために必要な支援の確立・強化

(1) 鉄道ネットワーク等の広域交通への支援強化

- ・JR四国の長期的な経営安定に向けた支援の実効性を確保するとともに、新型コロナの影響による減収に対して支援すること。
- ・広域航路の利用促進のため、高速道路と比べた運賃の割高感を軽減する制度を創設すること。

(2) 生活バス、離島航路及び地域鉄道の確保維持改善に向けた支援強化

- ・公共交通人材が獲得できる体制の構築に向けた支援を強化すること。
- ・生活バスは、輸送量要件を四国の実情(約10人/日)に応じて緩和するほか、地域間幹線やフィーダー系統の補助上限額を引き下げないこと。
- ・離島航路は、十分な補助財源を確保するとともに、地域が維持すべきとする生活航路を唯一航路に準じ補助対象とするほか、島民運賃割引は全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引き下げの場合には補助対象とすること。
- ・地域鉄道は、バリアフリー化や車両等の更新に係る支援を強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 公共交通事業者は新型コロナ等により、大きな経営的打撃を受けているほか、本県でも、バス等運転の職業の求人倍率が全産業平均を大きく上回るなど、深刻な人材不足となっている。
- JR四国の鉄道ネットワークは、新型コロナの影響による輸送収入の減少が継続しているほか、本県と県外を結ぶフェリー航路は、高速道路料金施策の影響等により利用者が激減し、航路の廃止が相次ぐ厳しい状況。
- 地域公共交通を維持するために必要な「地域公共交通確保維持改善事業」について、今後、生活バスの補助要件（輸送量）を満たさなくなる系統が増加する恐れがあるなど、地方の実情に応じた制度に見直す必要がある。

【愛媛県内の取組】

- 市町と連携した鉄道の利用促進やコロナ禍からの反転攻勢に向けた支援
- 運転手などの人材確保に向けた現地見学会や人事担当者向け研修会の開催等
- 県地域公共交通網形成計画及び南予地域公共交通再編実施計画の策定
- 国の補助制度を積極的に活用した各交通モードの支援

【実現後の効果】

- ◇路線・航路の減便・廃止等に歯止めがかかり、地域公共交通ネットワークの維持・確保が達成される。

県担当部署：企画振興部 政策企画局 地域政策課

重点項目

Ⅱ 人口減少対策

30 少子化対策・子育て支援の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

全国一律の医療費助成に対する財源措置

- ・安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、全面的に廃止すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○ 子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成

これらの医療費助成は、財政的制約がある中、全国的に各自治体の自助努力によって実施されているが、地方の財政負担が大きいことや、居住している自治体間の財政力によって利用者負担に大きな格差が生じている。

国民皆保険が義務付けられている我が国において、子どもの窓口負担の法定割合については、未就学児は2割、小学生以上は3割となっているが、住所地によって、子どもにかかる医療費が違う現状であり、また、ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する助成も、地方公共団体によって対象者、自己負担等が異なっているため、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、不公平感が生じている。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については減額調整措置を行わないことが決定されているが、より一層の少子化対策のためには全面的な廃止が望まれる。

【実現後の効果】

- ◇ 子どもを持つ家庭やひとり親家庭の負担の軽減、重度心身障がい者(児)の生活の安定等が図られ、少子化対策・子育て支援も促進される。

県担当部署：保健福祉部 健康衛生局 健康増進課

生きがい推進局 子育て支援課 障がい福祉課

31 安全・安心な教育環境整備の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 長寿命化対策等

- ・公立学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、計画的に実施される小規模な改修工事等も補助対象とし、要件を緩和するとともに十分な予算を確保すること。また、公立高等学校についても補助対象とすること。
- ・エアコン設置事業に関しては、公立高等学校ではリースによる整備が殆どであるため、リース料金に対する特段の財政措置を講じること。

(2) 補助単価の引上げ

- ・公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離がある。事業費に見合う額が交付されるよう、実情に合った補助単価の引上げを図ること。

(3) 特別支援学校の整備

- ・教室不足への対応や特別支援学校設置基準を満たす施設設備を整備するには時間を要するため、補助の算定割合の引上げ期間延長を行うこと。

(4) 私立学校施設の耐震化（非構造部材を含む）

- ・私立学校施設の耐震化促進のため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 長寿命化改良事業は、原則、建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な工事が対象とされており、計画的に実施される小規模な改修工事等が補助対象となっていない。また、学校施設は地域の応急避難場所としての役割を果たすなど安全性確保が極めて重要であり、非構造部材の耐震化は喫緊の課題であるが、地震防災対策特別措置法改正法による財政支援の拡充もなく、経年劣化に伴う新たな対策箇所が増加するなど財源確保が課題となっている。
- 公立学校施設整備事業の交付金の算定基礎となる補助単価は、資材費・労務費などの変動やLED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等を考慮し、適宜改定されているが、実際の経費と依然として乖離がある。3年度は特別加算により概ね事業費に見合う額が交付されているが、恒常的なものではない。
- 国では特別支援学校の教室不足解消のため、集中取組期間（R2～6）として補助の算定割合を引き上げている。一方で特別支援学校設置基準（施設・設備）が5年4月から施行され、教室不足を解消しながら設置基準を満たす施設設備の整備には時間を要することから引上げ期間延長を求める。
- 県内の私立学校施設については耐震化が完了しておらず、また、非構造部材の耐震化にも積極的に取り組んでいく必要があり、喫緊の課題となっている。

【愛媛県内の取組】

- 県内公立学校については、長寿命化計画に基づき、施設の老朽化に伴う非構造部材の耐震対策を含め、計画的に長寿命化対策を進めている。
- 普通教室へのエアコン設置率等（2年9月1日時点）は県内公立学校ではほぼ100%となったが、更新経費や毎年度のリース料が発生。
- 特別支援学校の教室不足への対応は、学校再編を含め、高等学校再編計画と一体で進めている。
- 私立学校施設については、平成28年度に耐震補強及び耐震改築に係る費用の一部を補助する制度を創設したが、少子化による園児・生徒数の減少により学校経営は厳しい状況にあり、多額に上る耐震化費用の確保が困難な状況。

【実現後の効果】

- ◇公立学校及び私立学校の施設の安全性確保等に向けた整備が一層推進され、児童生徒、地域住民の安全・安心の確保につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
総務部総務管理局私学文書課、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

32 愛媛大学大学院地域レジリエンス学環（修士課程） 設置に伴う運営支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

愛媛大学大学院地域レジリエンス学環（研究科等関係課程：修士課程） 設置に伴う運営支援について

・「地域のレジリエンス向上※」に関わる課題の解決に向けた多角的・実践的な学修を通じて、「少子高齢化が進む地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる人材」を輩出し、柔軟かつしなやかな対応ができ持続可能性のある地域社会づくりに寄与する愛媛大学大学院地域レジリエンス学環（令和5年度開設予定：設置申請中）に関する運営支援を充実すること。

※「地域のレジリエンス向上」とは、自然災害や少子高齢化等の急激な社会情勢の変化に対し、それを吸収しつつ、限界線を越えない範囲で、多様な集団間の相互作用により地域社会を存続させる力の向上をいう。

【現状と課題（背景・理由等）】

愛媛県は現在、全国で少子高齢化が最も進む地域の一つであると同時に、頻発化する豪雨や南海トラフ地震の自然災害リスクに曝されている地域であり、このような状況の中、柔軟かつしなやかな対応ができ持続可能性のある地域社会づくりが重要な課題となっている。

【愛媛県内の取組】

- 県内3地域（西条、南予、中予）に設置する全学的な地域協働センターを通じた、地域の行政や民間企業からのニーズに大学の教育・研究シーズをマッチさせる活動
- 官・民・学の連携による災害発生時の学術調査、地域社会における防災力向上の指導、全世代型防災教育の開発、南海トラフ地震に備えた事前復興等の取組

【実現後の効果】

- ◇ 本学環では、例えば、事前復興も念頭に置いた地域社会の活性化等に関する企画・開発担当業務など、学環で修得する地域のレジリエンス向上に関連する分野（部門）で活躍する人材を輩出する。
- ◇ 修了生が核となり、災害に強い強靱な社会基盤整備を進めていくだけでなく、人と自然や人と社会のつながりの再生を通して、安全・安心に充実した生活がおくれるレジリエントな地域づくりに寄与する。

県担当部署：愛媛大学 総務部 評価IR課

33 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金 の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

- ・本基金について、地域の実情に沿って柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

(2) 早期の内示など基金の円滑な運用

- ・内示により基金配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等は基金活用事業を円滑に実施することが困難であるため、医療・介護サービスの提供に多大な影響を与えている。早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

1 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

本県では、医療分野としては、地域の実情に沿った医療提供体制を構築し、「県民安心の愛媛医療」の維持確保を図るため、平成27年度に地域医療構想を策定した。構想では、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療とともに、高度かつ専門的な医療については、各医療圏の広域的な連携を確保して地域医療を守ることにしている。

また、介護分野としては、団塊世代が後期高齢者になる令和7年を見据えた中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムの構築を柱として、平成30年3月に高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定した。計画では、「健康長寿を実感し、地域において愛顔^{えがお}で暮らせる共生社会づくり」を目指し、社会参加の促進や在宅医療・介護連携の推進のほか、認知症高齢者への支援、高齢者施設の整備・充実や介護人材の確保に努めることにしている。

本基金の目的は、地域における医療と介護の総合的な確保であり、地域の実情に沿って活用できる制度にするとともに、構想等の実現に向けて十分な財源の確保が必要。

2 早期の内示など基金の円滑な運用

内示の時期が遅く、内示を受けるまで基金の配分見通しが全く立たないことが基金活用事業の円滑な実施を図る上で障害となっているため、事業実施に必要な基礎的な額をあらかじめ定めるとともに、内示を前年度中に行い、内示後は関係者へ意見聴取する期間を考慮した交付申請期限の設定などの円滑な運用が必要。

【実現後の効果】

- ◇ 柔軟な活用が可能となり、将来にわたって財源が安定的に確保されることにより、地域医療構想や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げた施策の適切な実施につながるとともに、愛媛らしい医療・介護提供体制の構築が図られる。
- ◇ 運用の円滑化により、医療・介護の関係機関・団体等による基金活用事業の早期の着手が可能になるなど、医療・介護サービスの向上が見込まれる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課
生きがい推進局 長寿介護課

34 脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について

【経済産業省・環境省】

【提案・要望事項】

(1) 脱炭素社会の実現に取り組む地方公共団体に対する継続的な財政支援や、地域の脱炭素化への取組の支援拡充

- ・2050年脱炭素社会の実現を目指す地方公共団体の取組を支援するための交付金や地方財源措置の継続的な支援措置を行うこと。
- ・産業部門等の脱炭素技術の開発・実用化の推進のほか、地元企業が牽引する四国中央市カーボンニュートラル協議会等の取組や、中小企業の取組への支援策を拡充すること。
- ・運輸部門の脱炭素化を図るため、電気自動車等の購入や、急速充電器等のインフラ整備への補助制度の充実のほか、水素ステーションの整備・運営に係る財政支援を継続するとともに、整備に関する規制緩和の更なる推進を行うこと。
- ・事業者等の取組を活用した地域の脱炭素化に資する事業への支援を拡充すること。

(2) 気候変動影響への適応の取組に対する継続的な支援強化

- ・気候変動及びその影響予測・評価等に関する情報提供や、県気候変動適応センターへの活動支援など、地域における具体的な適応策の立案・実施に対する継続的な支援強化を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現へ

2050年脱炭素社会の実現に向けた動きが加速化する中、その実現のためには、地方公共団体や事業者等の独自の取組が不可欠であるほか、排出量の多い産業部門等では、四国中央市カーボンニュートラル協議会等、地元企業による地域の面的な取組や、中小企業の取組への支援策の拡充が必要である。

運輸部門では電気自動車等の普及拡大のため、車両の購入及び急速充電器や水素ステーションなどのインフラ整備は、設置費用等の負担が大きいことから、普及拡大のため支援の継続・充実が必要である。また、水素ステーションの更なる整備拡大のため、国の「規制改革実施計画」に基づいた速やかな規制見直しが必要である。

○気候変動影響の深刻化

地球温暖化による異常気象の発生により、人の健康や農林水産業への被害・自然災害の発生などが各地で頻発しており、各地域における気候変動の影響に応じた適応の取組を継続的に強化する必要がある。

【愛媛県内の取組】

○緩和と適応を車の両輪とした地球温暖化対策の推進

本県では、令和2年2月策定の「愛媛県地球温暖化対策実行計画」において、「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』」の実現を長期目標として掲げ、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」を推進するとともに、令和2年4月に県気候変動適応センターを開設し、気候変動影響による被害を回避・軽減する「適応策」を強化するなど、緩和と適応を車の両輪とし、総合的な地球温暖化対策に取り組んでいる。

【実現後の効果】

- ◇ 地域に応じた独自の取組により、再エネの導入促進や省エネの徹底が加速するなど、脱炭素社会実現へ向け、温室効果ガスの大幅な削減が図られるとともに、気候変動の影響に対する適応策の強化により、県内産業の発展や、県民生活の安定に寄与し、もって持続可能な社会の実現を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

35 資源循環の促進に向けた取組の強化について

【環境省・経済産業省・農林水産省・厚生労働省・内閣府（消費者庁）】

【提案・要望事項】

プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法、食品ロス削減推進法を踏まえ、地方の積極的な取組を強化するため、財政支援など必要な措置を講じること。

(1) プラスチック資源循環及び海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進等を図るとともに、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。
- ・海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの調査・回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を講ずるとともに、プラスチックごみの陸域から海洋への流出防止のため、川ごみの回収・処理を補助対象とすること。
- ・大型漁具等処理困難物のリサイクル技術の開発を行うとともに、マイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を進めること。

(2) 食品ロス削減の取組に対する対策の強化

- ・市町が行う食品ロス削減推進計画の策定や、食品ロスの実態調査への支援を強化すること。
- ・フードバンク活動の定着・促進を図るため、フードバンク活動団体への恒久的な財源措置を講ずるとともに、善意で寄付した食品や外食時の持ち帰り食品による事故の責任を問われない免責制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

海洋プラスチックごみや食品ロスは、近年、国際的に大きな環境問題とされ、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」においても削減目標が掲げられている。

○海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみによる海洋汚染は、水産業や観光業等にも深刻な影響を及ぼしており、国全体として、プラスチックの資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を促進することが必要である。

○食品ロス問題

食品ロスの削減は、喫緊の課題として、国民運動として取り上げられており、食品の生産、製造、販売、消費の各段階で主体的に取り組み、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

【愛媛県内の取組】

○プラスチック資源循環及び海洋プラスチックごみ対策の推進

令和4年3月に策定した「第五次えひめ循環型社会推進計画」中の「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、漁業者と連携した海洋ごみ回収モデルの構築、シンポジウムや体験型学習会の開催等に加え、海洋プラスチックごみの実態調査を進めるほか、プラスチックごみ問題の啓発教材を作成するなど、プラスチックごみ削減の機運醸成を図るとともに、効果的な削減対策に取り組んでいる。

○食品ロス削減の推進

令和3年3月に策定した「愛媛県食品ロス削減推進計画」に基づき、家庭系及び事業系食品ロス削減対策を展開するとともに、フードバンク活動の普及や愛媛県食品ロス削減推進協議会を通じた市町の計画の策定支援など、オール愛媛で、「もったいない」と「おもいやり」の心を活かしたより実効性のある食品ロス削減対策に取り組んでいる。

【実現後の効果】

- ◇ 県民、事業者、行政等、様々な主体が一体となり、地域全体で、資源循環の促進、資源消費の抑制を図り、環境の課題解決のみならず、経済・社会的課題も同時解決し、持続可能な循環型社会（地域循環共生圏）の形成を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 循環型社会推進課

36 再犯防止に関する取組の推進について

【法務省】

【提案・要望事項】

再犯防止施策について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国が主体的に取り組むとともに、地方が国と連携し、地域の実情に合った再犯防止の取組を着実に推進できるよう、財政支援など必要な措置を講ずること。

(1) 地方の再犯防止施策への財政支援

・地方再犯防止推進計画に基づき、地方が国と連携して、多岐にわたる相談を各支援機関につなぐ体制の整備をはじめとする取組を着実に推進できるよう、必要な財政支援を行うこと。

(2) 更生保護就労支援事業の充実強化

・刑務所出所者等の就労・定着支援等の促進のため、国が実施している更生保護就労支援事業を全国に展開し、就労支援団体の体制強化を図るとともに、協力雇用主の業種や所在地域の拡充、地域の支援機関との連携を一層推進すること。

(3) 刑事司法手続中及び終了後の連携体制等の整備

・犯罪をした者等を円滑に地域の支援につなげるため、刑事司法手続中はもとより、その終了後においても、刑事司法関係機関、地方公共団体、地域支援者相互の情報の共有や連携が適切に行えるよう、個人情報取り扱いに関する法制度や支援に必要な情報共有の仕組みを整備すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○地方公共団体に対する財政支援の必要性

本県では、再犯防止推進法に基づき、令和元年度に県再犯防止推進計画を策定し、就労の場や住居、福祉サービスなど、地域の資源を活用し、国と協働の上、刑務所出所者をはじめ、支援を必要とする者が、刑事司法手続きの初期段階から必要な支援へつながるように、犯罪をした者等が抱える様々な課題に対し、地域のネットワークにより多機関が連携して対応をしていくこととしているが、こうした取組を着実に進めるには、安定的・恒久的な財源を確保するとともに、国が実施している更生保護就労支援事業を全国展開し、必要な支援を適切にコーディネートする体制を整備するなど、各支援機関との連携を一層進めることが極めて重要である。

○国と地方公共団体との連携体制等の整備

地方公共団体においては、支援を必要とする犯罪をした者等や指導に関する情報がないため、支援対象者への円滑で効果的な支援を行うには、刑事司法関係機関から地方公共団体や支援者に対して、個人情報など支援に必要な情報を提供する法制度や仕組みの整備が課題となっている。

【愛媛県内の取組】

○新規就労支援事業等の取組

協力雇用主の拡充に向けた専任スタッフの設置や啓発動画の作成及び研修会の実施のほか、民間の就労支援団体の活動を支援しながら、就労と住居の確保に向けた取組を進めるとともに、刑事司法関係機関・地方公共団体・地域支援者等の関係者が会し、情報共有を行うため、地域における社会復帰支援のネットワークづくりの構築に努める。

【実現後の効果】

◇ 犯罪をした者等が抱える課題等に応じ、法務少年支援センターをはじめとする刑事司法関係機関と協働した支援体制が整備されることにより、地域における就労定着や保健福祉サービス等の提供等による生活の安定を図り、再び犯罪等に陥ることを防止し、もって県民が安全・安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

県担当部署：県民環境部県民生活局県民生活課

37 エネルギーの安定供給の維持・確保について

[1] 再生可能エネルギーの導入促進

【経済産業省（資源エネルギー庁）・環境省】

【提案・要望事項】

再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を充実・強化すること。

(1) 環境の整備及び技術開発等の推進

- ・事業計画に地元の意見を反映させる仕組みを構築すること。
- ・抜本的な系統連系対策や発電コストの低下、太陽光・洋上風力発電及び地中熱利用や蓄電技術の開発等に戦略的に取り組むこと。

(2) 導入状況把握の仕組みの構築

- ・再生可能エネルギーの発電出力量及び発電電力量等、電力事業者等が保有する情報の提供を受けられる仕組みを構築すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 固定価格買取制度による太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大されているが、環境や景観への影響等をめぐって地域からの苦情や反対運動が増加していることから、地域と共生した事業にするため事業計画に地元の意見を反映させるなどの環境整備を行う必要がある。
- 再生可能エネルギーの更なる導入促進に向けては、多くの地域で系統接続量が限界に達し、出力制御が実施される事例も生じている現状を踏まえ、系統運用の見直しやインフラ整備等の抜本的な系統連結対策を行うほか、発電コストの低下や太陽光・洋上風力発電及び地中熱利用や蓄電技術の開発等の戦略的な取組が必要である。
- 再生可能エネルギーの導入状況の把握については、資源エネルギー庁のホームページで公表されている固定価格買取制度による発電設備の導入量を参考にしているが、同制度によらない導入もあり、実際の導入量を把握するためには、現状の区域ごとの再生可能エネルギー発電出力量及び発電電力量の情報が必要である。また、令和3年5月に改定された地球温暖化対策推進法では、地方自治体が策定する実行計画への再生可能エネルギーの導入目標の設定が義務付けられたことから、根拠のある目標設定のためにも必要な情報であり、電力事業者等の保有する情報の提供を受けられる仕組みの構築が求められる。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛県では、県有施設への太陽光発電・小水力発電設備の導入や家庭用燃料電池や蓄電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの補助、市町や企業等が実施する再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入可能性調査に対する支援、中小企業の再エネ設備等導入への県単低利融資制度の拡充のほか、地元企業が牽引するカーボンニュートラル実現に向けた地域の面的な取組への支援や愛媛大学と協働による脱炭素化の推進など、本県の特長や実情に応じた多様な再生可能エネルギーの導入促進に努めている。

【実現後の効果】

◇地域の实情に応じた再生可能エネルギーの導入促進

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

37 エネルギーの安定供給の維持・確保について

[2] エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

【提案・要望事項】

国のエネルギー政策に協力してきた電源立地地域の恒久的な振興や安全確保を図るため、また、東日本大震災での教訓や昨今の自然災害の激甚化・大規模化を踏まえ、エネルギーの安定供給システムの維持・確保のため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。

- (1) 原子力発電施設の廃炉プロセス完了までを見据えた財源措置
- (2) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町（エリア）の拡大及び愛媛県・交付対象市町への交付金の増額
- (3) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金の増額

【現状と必要性（背景・理由等）】

- 東日本大震災後、愛媛県ではH24年度に地域防災計画（原子力災害対策編）を改訂し、重点的に防災対策を行う範囲をEPZ（概ね半径10kmの地域）から、PAZ（概ね半径5kmの地域）、UPZ（概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域）に拡大しており、国においても、エネルギーの総合的な対策を実施する責務を有している立場から、地方自治体や事業者等と連携しながら、安全対策とエネルギー関連施設の運転円滑化に一層拡充し取り組む必要がある。

【課題と要望内容】

- 四国電力では、伊方発電所1号機ならびに2号機の廃炉を決定し、H29年9月から1号機、R3年1月から2号機の廃止措置作業に着手したが、その完了には約40年の長い期間を要し、地域の経済、雇用、財政等に影響を及ぼすことが懸念される。については国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の恒久的な振興や安全確保のため、廃炉プロセス完了までを見据えた交付金制度の拡充による財源確保を求める。
- H23年発生した東日本大震災の影響による原子力・火力発電所の事故・運転停止の教訓や、昨今毎年のように発生している自然災害の激甚化、被害の大規模化を踏まえ、国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を維持・確保するため、電源立地及び周辺地域の安全対策強化並びに振興に係る既存制度の交付対象市町（エリア）の拡大、交付金の増額を求める。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛県では、県や地元市町において、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、電源立地地域対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金などを活用し、防災・安全対策事業等を展開している。

〔参考〕R4年度交付金の交付限度額

・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	県・地元市町総額	783,288千円
・電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）	県・地元市町総額	300,749千円
・石油貯蔵施設立地対策等交付金	県・地元市町総額	196,233千円

【実現後の効果】

- ◇ 地域住民の一層の安心・安全確保

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 産業政策課

38 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について

[1] 警察基盤の強化

【総務省・国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

(1) 愛媛県警察官の増員・育成

- ・警察官 1 人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官の増員及び育成をすること。

(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強

- ・治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○過重な業務負担

本県警察官の 1 人当たりの負担人口は全国で 17 番目、負担世帯数は全国で 5 番目に多く、同規模県の中でも高い業務負担の平準化を図るためには、本県警察官の増員が必要である。

○人身安全関連事案対策や特殊詐欺対策等の治安課題への的確な対処

現在、本県では、既存の人員で対処し難い

- ◇ 人身安全関連事案対策
- ◇ 特殊詐欺対策
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策及び大規模災害対策
- ◇ サイバー犯罪・サイバー攻撃対策
- ◇ 捜査手法・取調べの高度化及び DNA 型鑑定等の科学捜査力の充実

等の治安課題があり、これらに的確に対処し、県民の期待と信頼に応えるためには、本県警察官の更なる増員及び先端技術等に係るリテラシーの向上を図る必要がある。

○各種装備資機材の整備が不十分

- ◇ 大規模災害時における救出救助活動等の初動対応に機動的かつ的確に対処するため、災害現場画像送信システムなど各種資機材の充実が必要である。
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策、サイバー犯罪・攻撃対策など各種治安課題に的確に対処するため、装備資機材の更なる整備・充実が必要である。

○警察車両の整備率が四国最下位

本県における警察官 1 人当たりの警察車両（国費）整備率は、四国 4 県で最下位であることから、更なる増強が必要である。

○自動車ナンバー自動読取システムの整備が不十分

広域化、複雑多様化する犯罪情勢に対処するため、自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 安全で安心な社会の実現

県担当部署：警察本部 警務課・生活安全企画課・刑事企画課・警備課等

38 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について

[2] 交通安全施設更新事業の計画的な推進について

【国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

交通安全施設更新事業の計画的な推進

- ・「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○交通安全施設の現状

本県では、いわゆる「第二次交通戦争」に係る総合対策の一環として、平成元年から15年にかけて、交通安全施設を重点整備し、交通の安全と円滑を図ってきたところであるが、これらの更新基準が19年であることから、現在、交通安全施設の大量更新時期を迎えている状況にある。

○計画的な信号制御機の更新の必要性

交通安全施設の中でも「信号機の心臓部」となる信号制御機は、特に重要度が高く、確実な保守が求められているものであり、更新が滞った場合には、老朽化による故障で滅灯、誤動作等を引き起こし、交通渋滞や交通事故を頻発させるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、計画的に更新することが重要である。

○信号制御機の更新の取組

本県では、令和3年度末で約2,000基の信号制御機を設置・運用しているところ、更新基準（19年）が示されている中、既設信号機の見直しを図りつつ、毎年100基程度を更新し、適正な維持管理と更新の平準化を図ることとしている。この更新計画を確実に進めるため、警察庁の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金について、継続的に予算を確保する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 信号制御機を計画的に更新することが、老朽化に起因する故障等による交通渋滞や交通事故の発生を防止し、安全で円滑な交通環境を確保することにつながる。

県担当部署：警察本部 交通部 交通規制課

重点項目

Ⅲ 地域経済の活性化

39 離島振興法の改正・延長について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

令和5年3月末に期限を迎える離島振興法を改正・延長し、離島地域の持続的発展に向けて総合的な振興策を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○県内離島地域の現状と課題

本県は、離島振興法に基づく指定離島を9地域79島（うち有人島31島）有する全国有数の離島県である。

離島地域は、国土の保全や海洋資源の利活用、水産物の供給等の面で重要な役割を果たすとともに、豊かな自然環境や特色ある伝統文化等により、癒しやゆとりを提供する役割を担っている。一方で、離島固有の地理的条件等により、産業、交通、医療など様々な分野で、依然本土との格差が存在し、県平均を上回る人口減少や高齢化により、地域の活力低下も深刻であることから、引き続き、法律に基づく地域振興策を強力に推進していく必要がある。

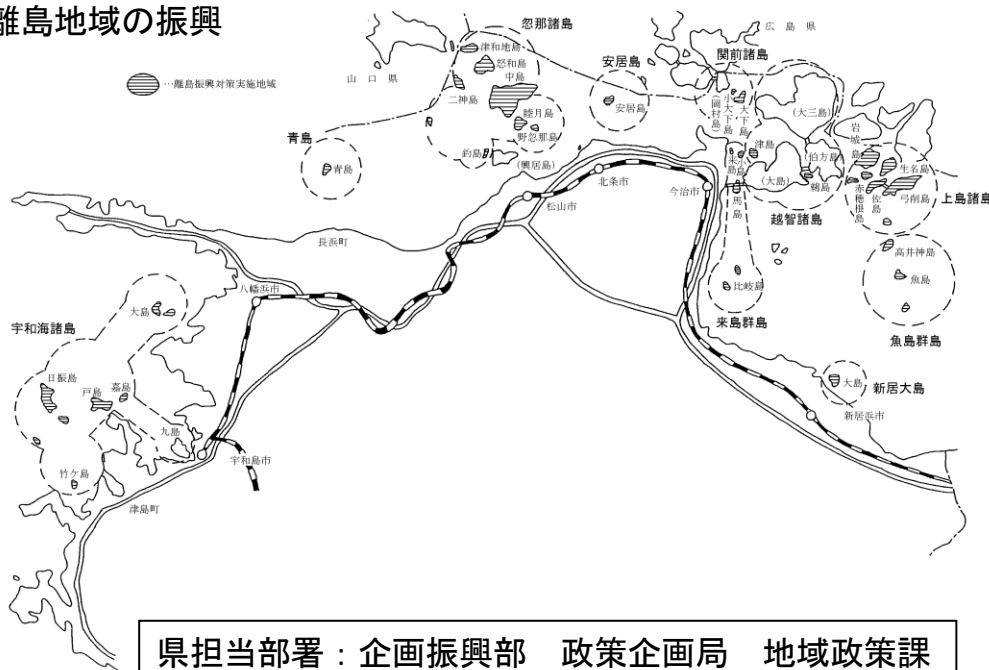
【愛媛県内の取組】

○離島地域の振興に向けた取組

離島架橋や港湾整備等の交通体系整備をはじめ、基幹産業である農業や水産業の振興等に継続的に取り組んできたほか、ドクターヘリを活用した救命救急体制の充実強化や、市町との連携による島暮らしの魅力をPRするフェアの開催など、ハード・ソフト両面から、離島地域の振興に取り組んでいる。

【実現後の効果】

◇ 離島地域の振興



40 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について

【国土交通省・警察庁】

【提案・要望事項】

地方の創意工夫による自転車関連施策の推進に対する支援

- (1) コロナ禍において自転車の利用価値が見直される中、自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。
- (2) 年齢・性別に関係なく幅広い層が楽しめるスポーツ型電動アシスト付自転車「E-BIKE」の更なる普及・拡大を図るため、世界的な基準（日本の仕様よりアシスト力が高い）への規制緩和を図ること。
- (3) ナショナルサイクルルートの海外での認知度・ブランド力向上を図るため、観光庁や日本政府観光局（JNTO）等と連携を強化し、全面的な支援策を講じるとともに、既に周遊型サイクルーツリズムコンテンツとして定着している四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定すること。
- (4) 瀬戸内しまなみ海道の自転車関連施策を推進するうえで、必要不可欠となる自転車通行料金の無料化を継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 国を挙げたサイクルーツリズムの推進に向け、令和元年 11 月に日本を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルートにしまなみ海道サイクリングロードが指定された。
- 愛媛県では、平成 23 年度から「健康」、「生きがい」、「友情」を育む「自転車新文化」を提唱し、県全域へのサイクリングコースの整備、自転車安全利用促進条例の制定、供用中の高速道路を使った国内最大規模の国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催など様々な施策を展開しているほか、平成 30 年度には「愛媛県自転車新文化推進計画」、令和 2 年度には、「しまなみ海道地域振興ビジョン」を策定するなど、自転車新文化の更なる拡大・深化に取り組んでいる。
- 「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて、四国一周サイクリングを推進しており、四国 4 県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局、JR 四国で構成する「サイクリングアイランド四国推進協議会」（平成 29 年 10 月設立）で取組を進めるほか、平成 29 年 11 月から、本県が先行して、四国一周達成者へ完走証や記念品を交付する仕組みを展開している。
- 自転車業界では、スポーツ型電動アシスト付自転車「E-BIKE」のマーケット拡大に向けた動きが活発化するなど、シニア層や女性層など、年齢・性別に関係なく幅広い層が楽しめる E-BIKE の人気が高まっており、今後、規制緩和により、世界的な基準（日本の仕様よりアシスト力が高い）の E-BIKE が国内で導入されれば、更なる普及・拡大が期待できる。
- 瀬戸内しまなみ海道の自転車通行料金については、地元自治体等の負担と本四高速株の企画割引を組み合わせ、平成 26 年度から令和 5 年度まで無料化が認められ、高速道路などを利用して国内外から多くのサイクリストが訪れており、今後も自転車関連施策を推進し、地域を更に活性化するためには、自転車通行料金の無料化継続が必要不可欠である。

【実現後の効果】

- ◇ 交流人口の拡大による地域活性化
- ◇ 自転車を通じた県民の健康、生きがい、友情づくりの実現

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 自転車新文化推進課
土木部 道路都市局 道路建設課、道路維持課

41 産業創出支援の強化について

[1] 創業支援の強化

【内閣府・経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】

地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、国の創業支援の更なる強化を図るとともに、これに必要な十分な予算額を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

少子高齢化や人口減少が避けられない中で、地域経済が持続的に発展・成長を遂げていくためには、経済活力の源泉ともいわれる創業が継続的に生まれるとともに、その企業が地域に根付き、さらには国内外へ展開する企業へと成長できるよう、継続してサポートしていく体制の構築が重要である。

このような中、国では、日本再興戦略で、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目標に掲げ、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画による創業支援体制整備の推進に取り組みられてきており、本県でも全 20 市町の計画が認定済みである。

今後も、地方での創業機運を上昇させ、地域資源を活用した創業を加速するほか、第二創業やベンチャー型事業承継を促進するためには、資金調達を含めた国の創業支援が強化され、市町のみならず、県と密接に連携しながら役割分担をしつつ、創業しやすい環境を整えることが重要であることから、地方の取組に対する更なる支援を求める。

【愛媛県内の取組】

○産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の策定

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画については、愛媛県内の全市町が策定し、地域の特色ある創業支援施策を展開している。

○愛媛グローバル・フロンティア・プログラム(EGFプログラム)の推進

少子高齢化の進行と若者の県外流出により人口減少が進む中、将来の地域経済を担う起業家人材を確保するため、東京に創業クリエイターを設置し、首都圏等の創業希望者を県内に呼び込むとともに、地域課題解決型のビジネスプランの募集（R3 年度：79 件の応募）を行い、「オール愛媛」で創業からその後の定着・成長までを支援する取組を行っている。

○愛媛グローバルビジネス創出支援事業の実施

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用し、県内で課題解決型ビジネスにより創業する者に対して起業支援金を支給するとともに、創業の実現・定着に向けた伴走支援を行い、地域経済の新たな担い手として円滑なスタートアップを後押ししている。

○県制度融資による創業に向けた資金調達の支援

県制度融資に「新事業創出支援資金」を設けるとともに、県単独事業として平成 29 年度から同資金利用者に対する信用保証料の全額補助を行っている。

【実現後の効果】

- ◇ 課題解決型ビジネスの創出に向けたオープンイノベーションの推進
- ◇ 地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

41 産業創出支援の強化について

[2] 高機能素材を活用した産業創出への支援

【経済産業省】

【提案・要望事項】

セルロースナノファイバー（CNF）などの高機能素材を活用した産業創出に対する支援を強化すること。

- (1) 県内企業の習熟レベルに応じた人材養成への支援の強化
- (2) 柑橘など地域資源を原料としたCNFの標準化の推進
- (3) CNF研究に係る機器導入に対する助成強化

【現状と課題（背景・理由等）】

【現状】

- ・ 本県は、CNFの技術開発で先行している大王製紙や愛媛大学紙産業イノベーションセンターが立地するなど、日本有数の製紙メーカーや研究機関の集積地となっており、産学官が連携した研究開発拠点として、高機能素材活用産業の創出に取り組んでいる。
- ・ 特に、国内外で激しい開発競争となっているCNFについては、平成31年3月に、今後の方針や数値目標を示した「愛媛CNF産業振興ビジョン」を全国の都道府県では初めて策定し、本県独自の地域産業・資源を活用したCNF技術の社会実装化を進めることとしており、柑橘ナノファイバーの製造方法など、愛媛県が関係するCNFを活用した特許を11件出願済みである。

【課題】

- ・ 県内企業のCNF技術の社会実装化を促進するため、技術者の習熟レベルに応じたより高度な人材養成を強化していく必要がある。
- ・ 特にCNFは、まだ高価格のため利用拡大によるさらなる低価格化が求められているほか、製品化・商品化には、CNFの物性評価等の標準化が不可欠であり、木材由来のCNFだけでなく、本県独自の柑橘ナノファイバーなどの地域資源を原料とした木材パルプ由来以外のCNFについても同様の取り組みが必要である。
- ・ 産学官が連携した研究開発を推進するためには、最新の研究機器の導入が不可欠である。

【愛媛県内の取組】

- ・ 高機能素材を活用した県内企業の参入を支援するため、引き続き、人材養成に取り組むとともに、CNF関連産業の創出に向けて、「愛媛CNF産業振興ビジョン」の基本戦略に従い、本県オリジナル素材となる柑橘ナノファイバーのより詳細な物性評価や機能性の解明を継続して実施するほか、複合化技術の確立など社会実装化に向けた具体的な用途開発に取り組んでいく。

【実現後の効果】

- ◇ CO₂排出量の削減による地球温暖化防止への貢献
- ◇ CNF関連産業の創出による国内経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

41 産業創出支援の強化について

[3] 事業承継・第二創業等に向けた対策強化

【内閣府・経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】

新型コロナや脱炭素・DXへの対応など、企業の経営課題が複雑多岐化する中で、ポストコロナを見据えた事業転換や事業承継・M&A、第二創業に向けた機運を醸成し、黒字廃業を防ぐため、地方自治体が行う事業者支援への更なる支援を図るとともに、必要な予算額を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

経営者の高齢化の進展等に加え、感染症の影響もあり、令和2年の廃業件数は過去最多。その中には高い利益を生み出す企業も存在しており、民間信用調査会社の統計では、令和3年に休廃業・解散を行った企業の内、資産が負債を上回る状態で休廃業・解散となった企業は62%を占め、過去最多となった。

国では、事業承継とM&Aのワンストップ相談窓口である「事業承継・引継ぎセンター」を令和3年度から設置し、事業承継等への支援体制を強化するとともに、事業承継後の経営革新に係る費用、引継ぎ時の専門家活用費用等を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」の拡大や事業再構築に係る整備投資を補助する「事業再構築補助金」の売上減少要件を緩和するなどの対策を講じている。

新型コロナによる社会環境変化に加え、脱炭素化・DXへの対応など、企業の経営課題が複雑多岐化する中で、地方での事業承継・M&Aや第二創業に向けた機運を醸成するためには、地域特性、産業構造、新型コロナの影響にあわせた事業者支援を行うことが重要であることから、地方の取組に対する更なる支援を求める。

【愛媛県内の取組】

○ポストコロナ経営力強化支援事業

優れた経営資源を有し地域経済を支える県内企業が、新型コロナの影響により倒産や廃業を選択することを防ぎ、その経営資源を活かした更なる成長に向けて、ポストコロナを見据えた事業転換や事業承継・M&Aなどを支援することで地域経済全体の活性化を図るため、令和4年度から新規で創設。

○事業承継計画作成支援事業

経営者の高齢化に加え、新型コロナの影響等により廃業の増加が懸念されたことから、事業承継計画の作成など事業承継に向けて準備を行う事業者を支援するため、令和3年度から創設。

○県制度融資による創業に向けた資金調達の支援

承継に係る費用が捻出できずに倒産に向かう事業者を支援するため、県制度融資に「新事業創出支援資金（事業承継支援枠）」を設け、県単独事業として平成29年度から同資金利用者に対する信用保証料の全額補助を行うことで、資金調達費用の負担を抑えた融資支援を実施。

【実現後の効果】

- ◇ ポストコロナを見据えた事業承継・第二創業等の推進による黒字廃業防止
- ◇ 地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 経営支援課

42 職業能力開発促進施策について

[1] 地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の 拡充・弾力化

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

- (1) 地方では受託先となる民間教育訓練機関が限られている現状を踏まえつつ、より柔軟な職業訓練の設定・実施が可能となるよう職業能力開発促進施策の一層の拡充・弾力化を図ること。
- (2) 地域独自の人材育成の取組に対し、地元自治体への財政支援を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 令和2年の雇用統計によると、全国の有効求人倍率の平均値は前年比0.42ポイント減の1.18倍となり、また、完全失業率はリーマンショック以降初めて増加に転じ前年比0.4ポイント増の2.8%に上昇した。さらに、経済情勢悪化に伴う雇用調整のため、非正規労働者は前年から75万人減少し、うち50万人を女性が占めるなど、コロナ禍の長期化により、雇用情勢の見通しは不透明である。
- 県内においても、有効求人倍率は1倍を上回って推移しているものの、今後の経済情勢次第では、雇用情勢が急激に悪化し、離職者等が大幅に増加する恐れがある。
- このような中、国では、令和3年2月12日策定の「新たな雇用・訓練パッケージ」において、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者や休業者への支援を強化するため、公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化に取り組んでいるほか、令和3年3月16日開催の「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、オンデマンド型のオンライン訓練の活用を図ることが示されている。
- 本県においても、令和3年度から、介護等の人手不足産業やIT等の成長産業への労働力移動も見据え、産業界の多様なニーズに対応できる新たなスキルの習得を促進し、地方では民間教育訓練機関が限られている状況も踏まえ、既存の公共職業訓練（eラーニングコース）の要件にとらわれない県独自の新たな職業訓練の取組として、家事や育児により時間的余裕のない女性などが時間・場所の制約なく受講できるeラーニングコースを業界別にパッケージ化して提供する完全オンライン職業訓練を実施するとともに、併せて受講者へのキャリア診断を行い計画的なスキルアップを図っている。
- 国におかれては、地方において受託先となる民間教育訓練機関が限られているという現状を踏まえつつ、より柔軟な職業訓練の設定・実施が可能となるよう職業能力開発促進施策の一層の拡充・弾力化を図るとともに、地域独自の人材育成の取組に対しても財政支援を講じるよう要望する。

【実現後の効果】

- ◇ 地域の実情に応じた柔軟な職業訓練の設定・実施による雇用維持・安定化

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

42 職業能力開発促進施策について

[2] 「若者の技能検定受検料減免措置」 対象者の再検討について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

厚生労働省令和4年度予算案において縮小された「若者の技能検定受検料減免措置」の対象者について、改正前の対象者に戻すこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 技能検定制度については、個人の能力開発の目標設定・動機付けとして機能することにより、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしている。技能検定の受検を含むキャリア形成は若いうちから取り組むことが有効であると考えられるが、技能検定制度は実技試験を重視した試験であることから受検料が高額となっている。
- このような中、国では、技能検定において平成29年度後期から令和3年度までの間、若年技能者の負担軽減の観点から、「2級及び3級の35歳未満」の受験手数料を減免した都道府県に対し、減免分を補助しており、本県においても当該減免措置を行っていた。しかし、令和4年度予算案において、若者の技能検定受検料減免措置の対象者について、「2級及び3級の25歳未満の在職者」に変更されることとなった。
- 本県においては、優れた技能と指導力を持つ技能者を愛媛マイスターとして認定し、工業高校等の生徒に技能検定の指導や受検勧奨を行うなど、本県基幹産業であるものづくり分野の振興を図るため、特に若年技能者の確保・育成を推進しているところ。
- 国におかれては、次世代の産業を担う若者への技能継承の重要性に鑑み、「若者の技能検定受検料減免措置」対象者について、令和4年度改正前の対象者「2級及び3級の35歳未満」に戻すことを要望する。

【実現後の効果】

- ◇ 若年技能者の確保・育成によるものづくり産業の振興

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

43 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充について

【法務省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。

(1) 特定技能制度の円滑な運用への支援

- ・大都市圏偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。

(2) 技能実習制度の円滑な運用への支援

- ・地方の人手不足や帰国困難者に配慮した出入国に必要な支援を行うこと。
- ・研修や技能講習での言語サポート等の取組への支援を拡充するとともに、送出国の多様化を踏まえた優良な送出国の開拓に必要な支援を行うこと。

(3) 介護人材の受け入れの円滑化

- ・各種制度により受け入れた外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や、試験において英語等での受験を可能とするなどの支援を拡充すること。

(4) 外国人材に向けた支援体制の充実

- ・日本語や各業種の専門知識の習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

【背景】

- 新型コロナの影響により、出入国に係る外国人本人や監理団体、受入企業等の負担が増している。
- 本県では、技能実習からの特定技能移行者の大都市圏への流出がみられ、特定技能試験合格者の就労も進んでいない。
- 技能実習制度では、法令順守や失踪対策など実習生受入れの適正化とともに、特定技能等への移行による中長期滞在も見据えて、専門知識の習得や日本語教育、日常生活等の支援を強化する必要性が生じている。
- 本県では、外国人労働者に占める技能実習生の割合が61.8%と全国で3番目に高く、県中小企業団体中央会や関係機関において、受入組合への研修や技能実習生への講習を行うほか、経済連携協定により来日した介護人材については学習経費を助成するなどの支援を行っている。また、ベトナムやミャンマー、カンボジア、インドネシアなど実習生の送出国との関係構築にも積極的に取り組んでいる。

【施策の拡充及び地域における取組支援の必要性】

- コロナ禍での外国人材の出入国の円滑化について、国は、送出国側も含めた十分な情報提供、PCR検査や入国時待機に係る負担軽減のほか、外国人材の帰国や生活環境等への不安払拭に取り組む必要がある。
- また、外国人材の偏在を防ぐ仕組みの構築により、受入事業者の懸念を払拭する必要がある。
- さらに、技能実習制度の適正化や実習生の失踪防止を図るためには、制度を所管する国が、監理団体や受入企業への指導監督に加え、地域の指導機関や組合等の主体的な取組を支援していくことが重要である。
- 特に介護分野においては、各種制度の趣旨に沿った適正な対応のほか、介護福祉士国家資格の取得促進や、日本語や介護技術習得等に対する環境整備を進めていく必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 円滑な出入国による人手不足及び帰国困難の解消、送出国の信頼獲得
- ◇ 特定技能制度及び技能実習制度の適正運営による、企業等の生産力向上

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業人材課
保健福祉部 社会医療福祉局 保健福祉課

44 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について

【財務省・農林水産省】

【提案・要望事項】

強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。

(1) 生産力や防災力の強化に資する農業農村整備事業の推進

・農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。

(2) 「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進

・「道前道後用水地区」を令和5年度に事業着手するとともに「道前平野地区」「南予用水地区」を着実に推進すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○産地の生産力や農業農村の防災力の強化に資する農業農村整備事業の推進

深刻な農業従事者の減少・高齢化に加え、頻発・激甚化する自然災害、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、農業農村を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、農業の持続的な発展と農村の快適で安全・安心な暮らしを実現するためには、産地の生産力強化につながる樹園地の再編整備等の基盤整備や農業農村の防災力強化につながる防災重点ため池等の防災減災対策の推進が急務である。これら対策を着実に進めるためには、農業農村整備事業関係予算の安定確保が不可欠であり、臨時措置的な補正予算ではなく計画的な新規事業着手や円滑な事業実施が見込める当初予算で必要額を確保する必要がある。

○国営かんがい排水事業「道前道後用水地区」の令和5年度事業着手

国営道前道後用水施設は、4市2町に及ぶ道前道後平野の農地約9,000haの農業生産を支える基幹的農業水利施設であるが、老朽化による漏水や不具合が生じているほか、市街地近郊の調整池においては耐震不足が判明している。農業用水の安定供給と安全性を確保するためには、早期に長寿命化対策と耐震対策を進める必要がある。

○国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」の着実な推進

道前平野地域は、県内水田面積の約20%を占める県下有数の穀倉地帯で多種多様な農産物の生産が盛んであるが、ほ場整備の遅れや湛水被害発生が担い手の新たな農業展開を阻んでいる。農業経営の効率化を図り、高収益作物の生産体制を強化していくためには、ほ場整備と排水対策を着実に進める必要がある。

○国営施設機能保全事業「南予用水地区」の着実な推進

国営南予用水施設は、3市1町に及ぶ日本屈指の柑橘産地7,200haの高品質生産を支える基幹的農業水利施設であるが、老朽化による漏水や不具合が生じているほか、耐震不足も判明している。農業用水の安定供給と安全性を確保するためには、長寿命化対策と耐震対策を着実に進める必要がある。

【実現後の効果】

◇ 農業経営の安定化とより一層の経営発展、ブランド農産物の新たな産地化や輸出の拡大等が図られ、競争力のある強いえひめ農業が確立される。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課

45 果樹経営支援対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

日米貿易協定やTPP11等による影響が懸念される中、果樹農家が抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。

- ・産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、成果目標の拡充を行うこと。
- ・果樹支援対策について、地域の実情に応じた支援の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

1 産地生産基盤パワーアップ事業（国補正予算）

- 今後、日米貿易協定やTPP11等に対応し得る果樹産地づくりを進めていくに当たり、施設化による高品質果実の生産は産地活性化に向けた重要な取組。
- そのため、TPP等関連対策として国補正予算で措置されている、ハウス等の生産資材導入を可能とした産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、産地がより安心して前向きに取り組めるよう、成果目標項目の拡充が必要。

2 果樹支援対策（国当初予算）

- 国当初予算で措置されている果樹支援対策は、優良品種への改植をはじめ改植後の未収益期間や園内道整備等への支援を行う重要な事業であり、本県においても大いに活用。
- 長年にわたって産地を支え続けている温州みかんや伊予柑等の主力品種については、樹齢31年生以上が約49%を占めるなど老木化が進んでおり、単収の低下や管理作業の非効率化が産地の課題となっているなか、産地の担い手が生産性向上を目指した同一品種への改植については令和3年度、制度の見直しにより実現。より広範な産地が同一品種の改植に取り組めるよう、担い手への園地集積の状況をより重視するなど、成果目標項目の更なる拡充を図ることが必要。

【実現後の効果】

- ◇ 産地の維持・強化に繋がる園地の若返りや優良品種の導入が図られる。
- ◇ 果樹農家の経営安定と産地及び地域の体質強化が図られる。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農産園芸課

46 家畜伝染病に対する防疫体制の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

全国で頻発する家畜伝染病に対する防疫体制を強化すること。

(1) 家畜伝染病の侵入・まん延防止に向けた対策の強化

- ・豚熱ワクチン接種推奨地域で実施する、発生予防対策等に必要な予算額を確保すること。
- ・家畜防疫の水際対策や国における防疫資材備蓄等の広域的な支援体制を強化するなど、持続的に対応可能な防疫体制の構築を図ること。

(2) 家畜保健衛生所の機能強化に対する支援の強化

- ・家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化のため、補助対象を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 豚熱については、野生イノシシでの感染拡大等により、予防的ワクチン接種を 36 都府県で実施するなど、いまだに終息が見えないことから、更なる野生イノシシのコントロールや予防的ワクチン接種など発生予防に必要な予算の十分な確保が必要。
- 現状ではワクチンや治療法が存在しないアフリカ豚熱が近隣アジア諸国で猛威を振るうなど海外悪性伝染病が身近に迫っていることから、国際線が就航する地方空海港も含めた水際対策の強化が必要。
- 令和3年 12 月から 1 月にかけて本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応については、約 36 万羽の大規模事例であり、年末年始に重なったことから、防疫資機材の調達に支障が生じたほか、再発に向けて早急に資機材を確保する必要が生じた。については、国における備蓄の充実など広域的な支援体制の強化が必要。
- 人員確保については、県を中心に、市町、関係団体、警察、自衛隊等の職員を動員して対応したが、複数発生する等の事例が生じた場合、通常業務にも支障が生じる懸念がある。また、豚熱ワクチン接種を進める中で発生したため、家畜防疫員等が不足し、接種の継続実施に苦慮する事態が生じた。については、家畜伝染病が同時多発する事態や、大規模農場で作業が長期化する事態等も考慮し、持続的に対応可能な防疫体制の構築が必要。
- 家畜伝染病の発生に際し迅速かつ的確な活動を行う防疫拠点として、家畜保健衛生所の機能を強化する必要があるが、現在、消費・安全対策交付金の補助対象は高度バイオセキュリティ対応施設の整備等に限られ、施設全体の整備は対象外となっている。

【実現後の効果】

- ◇ 家畜伝染病や生産性を低下させる慢性疾病対策が充実・強化されることで、地域における家畜衛生レベルの向上につながる。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 畜産課

47 畜産経営支援対策の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産経営支援対策を強化すること。

- ・畜産クラスター関連対策について、中長期的に継続実施するとともに必要な予算を確保すること。
- ・産地の維持・発展に資する食肉処理施設の整備に必要な予算を確保すること。
- ・輸入飼料の代替となるタンパク飼料の開発を進めるなど、飼料自給率の向上を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 近年の畜産情勢は、担い手の高齢化や後継者不足に加え、輸入飼料価格の高騰などにより離農が加速しており、畜産生産基盤の弱体化に歯止めがかからない深刻な事態となっている。
- 加えて、TPP11 や日EU・EPA, 日米貿易協定などによる国際化の進展により、安価な輸入畜産物との厳しい価格競争が懸念され、県内の畜産農家では将来への不安感が高まっており、新たな担い手の就農意欲はもちろんのこと、既存農家の投資意欲も大きく減退している。
- 国では、喫緊の課題である畜産生産基盤の強化対策として、畜産農家の収益性向上に向けた施設機械整備等の基盤強化を支援する「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連対策）」を補正予算で措置しているが、中小規模の畜産農家へ支援が行き渡るよう、中長期的に継続実施するとともに、必要な予算の確保が必要。
- 老朽化著しい本県唯一の食肉処理施設について、更なる処理能力と品質の向上、輸出先国が求める衛生基準に対応するため、関係機関と再整備に向けた協議を進めているところ。施設が将来に亘り安定して稼働するためには、計画策定から設計・整備工事までを支援する本事業の継続実施と十分な予算の確保が必要。
- 畜産飼料における重要なタンパク資源となっているトウモロコシや魚粉等については、ほとんどを輸入に依存しているため、世界的な穀物の需要拡大や漁獲量減少により、安定確保が困難となっていることから、代替となるタンパク飼料の開発を進めるなど、飼料自給率の向上を図る必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 畜産クラスター関連対策の継続実施及び食肉処理施設の整備により、将来を見据えて農家に取り組む畜産経営の維持・発展へとつながる。
- ◇ 新たなタンパク飼料の開発により、輸入飼料価格の高騰等の影響が軽減され、畜産農家の安定的かつ持続的な経営につながる。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 畜産課

48 林業の成長産業化に向けた支援の強化について

【農林水産省（林野庁）】

【提案・要望事項】

脱炭素社会の実現と森林資源の循環利用を推進する「えひめ農林水産業振興プラン2021」に必要な支援の強化及び必要な予算を確保すること。

(1) 林業・木材産業の競争力強化に必要な予算の確保

- ・CO₂の吸収量向上に資する再造林等に係る支援を強化すること。
- ・国際競争力を高めるための路網や加工施設整備等の予算を確保すること。

(2) CLT等利用促進への支援の強化

- ・先導的な役割を果たす公共施設等に加え、オフィスなど民間建築物での木材利用促進のための支援を強化すること。

(3) 担い手の確保対策

- ・林業が「技能実習制度」の2号対象職種へ追加されるよう、制度改正に向けた活動を支援すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県では、脱炭素社会の実現に貢献する森林資源の循環利用を推進するため、主伐の推進による森林の若返りを図っているが、長期的な木材価格の低迷やシカ被害により、森林所有者の負担増が深刻な問題となっており、伐採後の確実な再造林を確保するため、補助率引上げ等の支援強化が必要である。
- また、昨年のウッドショックにより国産材への回帰が見られる中、国際競争力の高い林業・木材産業への転換を図るため、林業専用道等の路網整備や高性能林業機械の導入など生産基盤の整備に加え、木材加工施設の大規模化・効率化による製品供給能力及び収益性の向上が急務であり、こうした取組を支援する予算を安定的に確保する必要がある。
- さらに、中高層建築物への利用により新たな木材需要の創出が期待されるCLTについては、国の定めたロードマップに沿って需要拡大を目指しているが、公共施設に加え民間建築物での利用を促進し、建設コストの割高感や設計技術者の不足等の課題を解決することが重要である。
- このほか、林業の担い手として期待される外国人材については、技能実習制度上、3年間の実習が可能となる2号対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、受入れの際に要する渡航や研修の経費が割高となっている。

【愛媛県内の取組】

- 本県では、令和3年3月に策定した「えひめ農林水産業振興プラン2021」に基づき、主伐による県産材の増産を促進することで、森林資源の循環利用、加工流通の拡大、競争力の向上を図るとともに、林業・木材産業を地域の成長産業へと育成することで、地域雇用の拡大を目指しており、これらの実現に向け、
 - ・再造林や下刈り、担い手の確保・育成などに対し、市町とともに支援
 - ・CLT等建築物の建設や海外輸出の促進により、県産材の需要を拡大
 - ・全国に先駆けて技能実習生を受け入れ、実績の積み上げなど、様々な課題の解決に取り組んでいる。

【実現後の効果】

- ◇ 森林の保全・整備と資源の循環利用
- ◇ 二酸化炭素の固定化により、森林吸収源として大きく貢献
- ◇ 山村地域の雇用拡大

県担当部署：農林水産部 森林局 林業政策課・森林整備課

49 持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

新たな養殖技術や環境・資源管理技術などの開発を行う研究施設の整備に対する支援を行うこと。

- ・ 浜の活力再生・成長促進交付金を拡充し、種苗生産施設等に加えて技術開発を行う研究施設を補助対象とすること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 県水産研究センターは、マダイ等の種苗を安定的に生産・供給するとともに、水産業に係る技術開発も精力的に進めており、全国有数の生産量、産出額を誇る本県の水産業を支えている。特に養殖業では、スマの完全養殖、チョコブリ等養殖魚の高付加価値化、低魚粉飼料の開発、マハタ・クエのワクチン開発、優良アコヤガイの選抜育種や遺伝子系統保存、漁船漁業では重要水産資源の管理手法などの新たな技術を開発し、その技術を活用して漁業者が所得向上を目指すなど、浜の活力再生プランの実現に大きく寄与している。
- しかしながら、現有の施設は建設から約 40 年が経過して老朽化が進んでおり、漁協大合併を踏まえ、広域浜プランの実現に向けた技術支援や令和元年夏季から発生しているアコヤガイ大量へい死への対応、新たな技術である 5 G や A I を活用した魚病・赤潮診断等の技術開発、赤潮の発生メカニズム解明と被害防除技術開発、DNA マーカーを用いた資源評価解析、さらには漁業法改正により提出されることとなった漁獲報告データを活用した資源動向解析など、漁業者が要望する新たな技術への迅速な対応が喫緊の課題となっている。
- 県においては令和元年度から順次施設再編を行っているところであるが、現行の「浜の活力再生・成長促進交付金」においては、種苗生産施設等は補助対象とされているものの、多様な漁業者の所得向上に寄与する新たな技術を開発する研究施設については補助対象とされていない。
- このため、今後、漁業者の効率的かつ安定的な漁業経営のために必要な技術開発を進めるためには、これらに係る研究施設を補助対象とするなど、交付金制度を拡充する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇最新鋭研究施設の整備により、新たな技術開発に対応するための最先端の研究が可能となる。
- ◇漁業者が、開発された技術を活用することにより、所得の向上・経営の安定化が図られ、浜の活力再生プランの実現及び持続的な水産業の発展に寄与する。

県担当部署：農林水産部 水産局 水産課

50 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について

【経済産業省（特許庁）・農林水産省】

【提案・要望事項】

日本の主要な地名（都道府県名等）の保護を図ること。

(1) 県名の公知の外国地名としての認識徹底の働きかけ

- ・主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。

(2) 公告事案等に係る情報提供の強化

- ・公告や登録時に、自治体が的確に対応できるよう、定期的な情報提供などの支援措置を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○「愛媛」の商標公告・登録

中国では、『愛媛』が「美しい女性」を意味することもあって、直近5年以内で、1類（化学品等）、3類（化粧品等）、12類（移動用装置等）、24類（タオル等）、25類（被服等）及び44類（医療設備等）で『愛媛』が登録されたほか、『愛媛』を含む3～4文字での登録は枚挙に暇がない。

食品分野では、県名（「愛媛」）を前面に出したPR活動を行うことから、対抗措置を採っており、平成30年には、29類（動物性食品等）で2件公告されたことから、それぞれ異議申立を行い、令和元年に愛媛県の主張が認められた。

しかし、そもそも中国における商標制度において、公知の外国地名は出願が拒絶されるべきであるにもかかわらず、審査を経て公告されたことは、『愛媛』が公知の外国地名として認識されていないと懸念している。

○国による取組等

特許庁の委託事業により、ジェトロ北京事務所及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」が設置され、現地法の専門家が個別相談に対応している。

ジェトロ北京事務所では、日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年に4回調査しているが、中国において公告された場合、3か月の異議申立期間内に対抗措置を採らなければ登録されてしまうため、登録後に取消審判請求や無効宣告請求等を行う場合、費用や労力等の負担がかなり大きい。

異議申立等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が継続して情報収集することは困難であり、諸外国にジェトロ等の拠点を持つ国において、2か月に1回程度、情報提供を行うことを求める。

○愛媛県の取組

中国で『愛媛／Ehime』を29類、31類、32類で登録、30類で出願したほか、国際的な商標問題に係る対応策の意識啓発等を行っている。

県担当部署：企画振興部総合政策課、経済労働部経営支援課、
農林水産部ブランド戦略課

51 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する 支援等の充実について 【文部科学省（スポーツ庁）】

【提案・要望事項】

- (1) 本県のジュニアアスリート等がナショナルトレーニングセンター（NTC）等の施設を使用できる仕組みを構築するとともに、国立スポーツ科学センター（JISS）と連携しながらスポーツ医科学を推進する体制の構築や機器類の購入費補助制度の新設を検討すること。
- (2) 本県が整備した国体施設を全国レベルの大会等で活用されるよう、開催経費等に係る財政的支援などの仕組みについて、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。
- (3) 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に係るスポーツ振興くじ助成支援の拡充及びオリンピックや中央競技団体の優れた指導者から県内で直接指導が受けられるような仕組みを構築すること。

【愛媛県の取組と現状・課題（背景・理由等）】

- 愛媛県では、国体終了後も、えひめ国体で培った「レガシー」を活用した競技力向上に取り組んでいるほか、平成27年度から「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業」を実施し、運動能力の高い小・中学生を、本県独自のプログラムで育成している。また、日本スポーツ振興センター（JSC）が設立した「ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク」に加盟したほか、同センターが実施するタレント発掘事業「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」にも積極的に参加し、県内外のスポーツ関係者から高い評価を得ている。
- 本県のアスリートの更なる育成・強化を図るため、NTC等の施設においてトレーニングを行うとともに、令和2年度に開設した「えひめハイパフォーマンス測定室」を活用し、JISSと連携したスポーツ医科学分野の支援に積極的に取り組むことが必要である。
- 本県では、「石鎚クライミングパーク SAIJO」が「JOC認定競技別強化センター」に認定されており、更に有効に活用される仕組みの構築が必要である。
- 本県のジュニアアスリートの更なる育成を図るため、幅広い競技のトップアスリート（コーチ）を招聘し、質の高いプログラムを実施できるよう、スポーツ振興くじの助成対象規模や上限額の引き上げ等の財政的支援の拡充に加え、妥当な謝金単価により専門家の紹介を受けられる人材派遣システムの構築が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 地方レベルのアスリート発掘等事業で育成している児童・生徒が、NTC等を利用し高度なトレーニングを行うことにより、更なる競技力や活動意欲の向上につながるとともに、中央競技団体が全国のアスリートの情報を集約するシステムが構築できる。
- ◇ 本県の競技施設を有効活用できるとともに、地域におけるスポーツの振興、競技力の向上が図られる。
- ◇ 財政的支援の拡充による充実した育成・強化事業を展開することで、トップレベルの指導者から直接指導、助言を受ける機会が増え、ジュニアアスリートの意欲や資質の更なる向上が期待できる。

県担当部署：観光スポーツ文化部 スポーツ局 競技スポーツ課

52 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について

【文部科学省（スポーツ庁）】

【提案・要望事項】

東京パラリンピックにより機運の高まった地域の障がい者スポーツに対する関心や競技力の維持・向上など with コロナ時代に即した支援の拡充。

(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備

・障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、障がい者スポーツ専用の施設を新設または改修するほか、既存の民間のスポーツ施設を活用した仕組みを構築し、脆弱な障がい者のスポーツ環境を改善すること。

(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進

・e スポーツを積極的に活用することで、障がい者と健常者との相互交流を促進し、障がい者の可能性を広げる取り組みを進めること。

(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進

・中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

■ 障がい者スポーツ振興への支援の拡充

東京パラリンピックにより、障がい者が行うスポーツの価値や競技力は向上したが、今後はより多くの障がい者に身近な地域で楽しんでもらう環境づくりを進め、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進に取り組んでいくこととしている。

(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備

ア) 障がい者スポーツ専用の施設整備（新設または改修）

障がい者が身近な地域でスポーツへの取組を継続的に進めていくため、地域の障がい者が優先または専用利用できるバリアフリーな体育施設等を整備していくことが必要である。

イ) 既存の民間スポーツ施設の活用

障がい者専用もしくは優先スポーツ施設は、全国に141施設(*1)しかなく、障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境は脆弱であることから(*2)、既存の民間のスポーツ施設を活用した新たな仕組み（施設のバリアフリー化、利用料金減免等）を構築していく必要がある。(*3)

(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進

e スポーツは、障がい者の新たな活躍の場の創出や社会参加の機会の提供につながるほか、オンラインで対戦・交流できることから、コロナ禍においても安心して実施することが可能である。一方で社会問題化しているゲーム依存症の対策を講じつつ、最新技術（5Gオンラインや障がい者専用デバイスなど）を活用し、障がい者の可能性を広げることができるよう、健常者とも容易に競技・交流が行える環境を整備する必要がある。

(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進

地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にあることから、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図る必要がある。(*4)

【実現後の効果】

障がい者スポーツ振興への支援を拡充していくことで、障がい者の社会参加の推進や社会における障がいへの理解の促進など、コロナ禍においても、スポーツを通じた共生社会の実現に大きく寄与することになる。

*1 障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2018（笹川スポーツ財団）

*2 全国のスポーツクラブ数 5,311 件（平成 28 年経済センサス基礎調査（総務省統計局））

*3 成人障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率は 31.0%（国の目標値は 40%程度）

→ 第 2 期スポーツ基本計画（H29. 3. 24 文科大臣決定）

*4 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度とは別制度

県担当部署：観光スポーツ文化部 スポーツ局 地域スポーツ課

53 地方の文化芸術施策への支援について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

(1) 地方が実施する文化芸術施策への支援拡充

- ・地方が行う文化芸術施策が、地域の実情や課題に的確に対応した内容となり、地域活性化等に資するものとなるよう、地方支援のための十分な財源を確保するとともに、自由度の高い補助事業の創設など、助成制度を拡充すること。

(2) コロナ禍を乗り越えるための地方の文化団体等への継続的支援

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により多大な影響を受けた団体等に対する支援については、地方における文化団体等にも配慮した、より平易な制度設計とするとともに、継続的に実施すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

(1) 地方が実施する文化芸術施策への支援拡充

- 文化芸術分野に関しては、平成 29 年 6 月に公布・施行された「文化芸術基本法」に基づき、各種施策を実施している。
- 国による地方自治体への支援策としては、大型国家プロジェクトである「日本博」における様々な文化の発信など「観光インバウンド」に資するものに対する補助事業である「文化資源活用推進事業」などがあるが、要件が厳しく、採択件数が限られているのが現状。
- 地方における文化芸術施策を、より実効性のあるものとするためには、法の規定のとおり、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた事業を、一定の継続性や事業規模を持って実施する必要があるが、昨今の地方財政状況等を鑑みると、地方の事業に対する国の支援が不可欠である。

(2) コロナ禍を乗り越えるための地方の文化団体等への継続的支援

- コロナ禍で多くの文化芸術団体が多大な影響を受ける中、本県では臨時交付金を活用し、令和 2 年度には、文化芸術団体の活動再開支援、令和 3 年度には、全国的にも珍しい取り組みとして、文化イベントのチケットや書籍の購入補助クーポンである「文化鑑賞券」・「読書券」を発行し、県民の文化芸術鑑賞機会の拡大や関係団体の支援等に取り組んできた。
- また、文化庁においても、関係団体からの要望を受け、「文化芸術活動の継続支援事業」や「ARTS for the future!」等を実施し、幅広く支援したが、申請が殺到したことなどにより、交付決定等が遅延する等の事態が発生した。
- 令和 3 年度補正予算において「コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業」が計上されたが、チケット収入等を上げることを前提とした積極的な活動が求められ、地方の文化団体等にとってハードルが高いものとなっている。

【実現後の効果】

- ◇ 地域の特色を踏まえた独自事業の実施により、新たな文化の創造や担い手育成はもとより、観光やまちづくり等社会的・経済的な価値を生み出し、文化による魅力発信の向上とともに、地域活性化につながる。
- ◇ コロナ禍により停滞を余儀なくされていた地方における芸術・文化の灯を守り、再開・発展が図られる。

県担当部署：観光スポーツ文化部文化局文化振興課